

「地盤工学会誌」編集委員会規程

昭和56年	1月16日	「土と基礎」	全体委員会承認
昭和61年	5月13日	「土と基礎」	全体委員会承認
平成2年	7月11日	「土と基礎」	全体委員会承認
平成4年	7月3日	「土と基礎」	全体委員会承認
平成4年	8月31日	会誌	部会承認
平成5年	7月13日	「土と基礎」	全体委員会承認
平成8年	7月11日	「土と基礎」	全体委員会承認
平成11年	1月8日	「土と基礎」	運営委員会承認
平成11年	9月6日	「土と基礎」	運営委員会承認
平成12年	4月25日	「土と基礎」	運営委員会承認
平成12年	7月6日	会誌	部会承認
平成14年	11月11日	会誌	部会承認
平成17年	6月20日	「土と基礎」	全体委員会承認
平成17年	7月7日	会誌	部会承認
平成19年	11月7日	「土と基礎」	運営委員会承認
平成20年	3月11日	「地盤工学会誌」	運営委員会承認
平成20年	3月13日	会誌	部会承認
平成20年	9月3日	「地盤工学会誌」	運営委員会承認
平成20年	9月8日	会誌	部会承認
平成21年	8月7日	「地盤工学会誌」	運営委員会承認
平成21年	8月19日	会誌	部会承認
平成24年	11月21日	「地盤工学会誌」	運営委員会承認
平成28年	7月11日	「地盤工学会誌」	運営委員会承認
平成28年	7月19日	公益出版部会	承認
令和2年	2月19日	「地盤工学会誌」	運営委員会承認
令和2年	3月31日	「地盤工学会誌」	編集委員会承認
令和2年	5月7日	公益出版部会	承認

公益社団法人 地盤工学会
「地盤工学会誌」編集委員会

目的

1. この規程は「地盤工学会誌」編集委員会（以下編集委員会という）が学会誌「地盤工学会誌」を企画、編集、発行するために、円滑な運営を図ることをその目的とする。

委員会の構成と任期

2. 編集委員会は編集委員全員からなる全体委員会、および、その下部組織である運営委員会とグループをもって構成する。
3. 編集委員会委員長（以下編集委員長という）は、公益出版部会で推薦され、理事会で承認されたものとする。また、必要に応じて編集委員会副委員長（以下編集副委員長という）をおくことができる。
4. 編集委員長は編集委員会の会務を総括し、委員会を代表する。編集副委員長は編集委員長

を補佐する。

5. 編集委員会の総数は55名程度とする。編集委員長、編集副委員長および委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、格別な事情のある場合を除き、再任の限度は3年とする。なお、支部選出委員の継続期間については本項を適用しない。
6. 委員の構成は、正会員・学生会員から選出するものとする。選任にあたっては、原則として同一機関からの重複を避け、専門領域等を配慮するものとする。また、支部選出委員として各支部から編集委員を選出するものとする。
7. グループは、一般記事グループ、特集記事グループ（第Ⅰ、第Ⅱ、第Ⅲ、第Ⅳ）、講座グループとする。そのほか、編集委員長のもとで必要に応じてグループを設けることができる。
8. 運営委員会は、編集委員長、編集副委員長、各グループの主査で構成し、編集委員長が運営委員長を兼務する。ただし、必要があれば上記以外の編集委員を加えることができる。
9. 各グループは、編集委員による主査およびグループ委員で構成する。特集記事グループは各グループ7名程度で構成する。一般記事グループは12名程度、講座グループは、15名程度で構成する。
 - (1) 主査およびグループ委員は、編集委員長が指名し、全体委員会で承認を受けるものとする。
 - (2) 主査は、グループが担当する記事の編集を総括する。必要に応じ、主査を補佐する幹事をおくことができる。
 - (3) グループには、必要に応じ、編集委員長の承認を得て、ほかのグループ委員あるいは編集委員以外の人をグループ委員に加えることができる。
 - (4) 編集委員長は、グループの要請によりグループ会議に出席することができる。

全体委員会

10. 全体委員会は編集委員会の最高の意思決定機関とし、年1回開催する。ただし、編集委員長が必要と認めた場合、臨時の全体委員会を開催することができる。
11. 全体委員会は、編集委員長のもとに編集にかかわる次の重要事項を審議し、承認あるいは決定する。
 - (1) 規程の改定にかかわること。
 - (2) 年間の編集計画など、編集の基本方針にかかわること。
 - (3) 編集委員長より提案された主査、グループ委員の承認にかかわること。
 - (4) その他、運営委員会、編集委員および事務局からの提案事項。なお、(1)、(2)項については、議題内容を事前に全編集委員に連絡するものとする。

運営委員会

12. 運営委員会は編集作業の総括的責任を負い、運営委員長の下に、次の事項を審議、調整し、承認あるいは決定する。その開催は年6回程度とする。ただし、運営委員長が必要と認めた場合、随時運営委員会を開催することができる。

- (1) 全体委員会への提案事項。
- (2) 一般記事グループから提案された記事内容，およびその他の報告事項。
- (3) 各特集記事グループから提案された企画趣意書と公募文の内容，およびその他の報告事項。
- (4) 講座グループから提案された記事内容，およびその他の報告事項。
- (5) 学会各部からの掲載依頼の取り扱いなど。
- (6) 編集委員および事務局からの提案あるいは報告事項。
- (7) 学会誌発行に関する年間計画の作成と担当グループの決定。
- (8) 「地盤工学会誌」優秀賞の決定。

グループ

13. 一般記事グループは，執筆要領の付表―1に示す担当の登載区分原稿の編集を行う。次の項目に関して検討し，その結果を運営委員会に報告して承認を受けるものとする。
 - (1) 一般記事の企画，編集，執筆依頼，審査，調整。
 - (2) 自由投稿原稿の審査と調整。
14. 特集記事グループは，執筆要領の付表―1に示す担当の登載区分原稿の編集を行う。次の項目について検討し，その結果を運営委員会に報告して承認を受けるものとする。
 - (1) 年間計画に沿った特集記事の企画，編集，執筆依頼，審査，調整。
 - (2) 公募を行う場合，公募文の作成，公募原稿（概要）の審査と調整。
 - (3) 編集趣意書（巻頭言）の作成。
15. 講座グループは，執筆要領の付表―1に示す担当の登載区分原稿の編集を行う。次の項目に関して検討し，その結果を運営委員会に報告して承認を受けるものとする。
 - (1) 「講座」ならびに「技術手帳」の企画，編集，執筆依頼，審査，調整。
 - (2) 「講座」執筆者委員会の設置ならびに運営状況の把握。

学会事務局

16. 学会事務局は，編集委員会の運営を補佐し，連絡，調整，手配等の編集に伴う各種の実務を行う。

その他

17. 原稿の執筆要領，原稿作成例，および審査要領は別途定める。なお，執筆要領，原稿作成例および審査要領の改定は，運営委員会の承認を得るものとする。
18. この規程によらないもの，あるいは不明確な点は，編集委員会と学会事務局が協議して対処することができる。
19. この規程の改定は，編集委員会の議を経て，公益出版部会の承認を得るものとする。

付則：1. この内規は，昭和56年 1月16日から実施する。

2. この内規は、昭和61年 6月 1日から実施する。
3. この内規は、平成 2年 8月 1日から実施する。
4. この内規は、平成 4年 8月 1日から実施する。
5. この内規は、平成 5年 8月 1日から実施する。
6. この内規は、平成 8年 8月 1日から実施する。
7. この内規は、平成11年 4月 1日から実施する。
8. この内規は、平成11年10月 1日から実施する。
9. この規程は、平成12年 7月 6日から実施する。
10. この規程は、平成14年11月11日から実施する。
11. この規程は、平成17年 7月 7日から実施する。
12. この規程は、平成19年11月 7日から実施する。
13. この規程は、平成20年 3月13日から実施する。
14. この規程は、平成20年 9月 8日から実施する。
15. この規程は、平成21年 8月19日から実施する。
16. この規程は、平成24年11月21日から実施する。
17. この規程は、平成28年 7月19日から実施する。
18. この規程は、令和 2年 4月 日から実施する。